

## みまさか周遊観光バスツアー補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バスツアー(以下、「ツアー」という。)に対し、みまさか周遊観光バスツアー補助金(以下、「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定める。

### (補助対象)

第2条 補助対象は、次に掲げる第1号から第5号までの要件を満たすものとする。ただし、宿泊を伴う場合においては美作市内の宿泊施設に宿泊するものとする。

- (1)バス1台当たり参加人数は、15名以上であること。(但し、乗務員、添乗員等を除く)
- (2)国、地方自治体が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (3)ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4)旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。なお、訪日外国人旅行客を対象とするツアーにおいては、旅行業法に基づき旅行業若しくは旅行サービス手配業の登録を受けた旅行事業者又は海外の旅行事業者とする。ただし、事務局との間に生じる必要な全ての手続きにおいて、日本語のみで対応が可能であり、かつ、日本国内に銀行口座を有する者に限る。
- (5)美作市内の飲食店、観光施設等又は観光イベントを1箇所以上(うち有人施設を1箇所以上)利用すること。

### (補助額)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

区分	バス1台当たりの補助金額
宿泊ツアー	30,000円
日帰りツアー	10,000円

2 一般社団法人みまさか観光局の正会員事業者の施設に立ち寄った場合、1箇所につき5,000円の補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、各期の募集期間中、催行日の1週間前までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて一般社団法人みまさか観光局会長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、申請できるバスの台数は、1事業者につき5台を限度とする。

### (補助金の交付の決定及び決定通知)

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、募集期間終了後に予算の範囲内において補助金の交付を決定(以下、「交付決定」という。)し、その内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更(中止)届出書(様式第3号)を会長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、ツアーが終了したときは、催行日(複数日に渡る場合は最後の催行日)の2週間以内に、実績報告書(様式第4号)及び補助金交付請求書(様式第7号)に関係書類(原本)を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施期間)

第11条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間内の催行を対象とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。